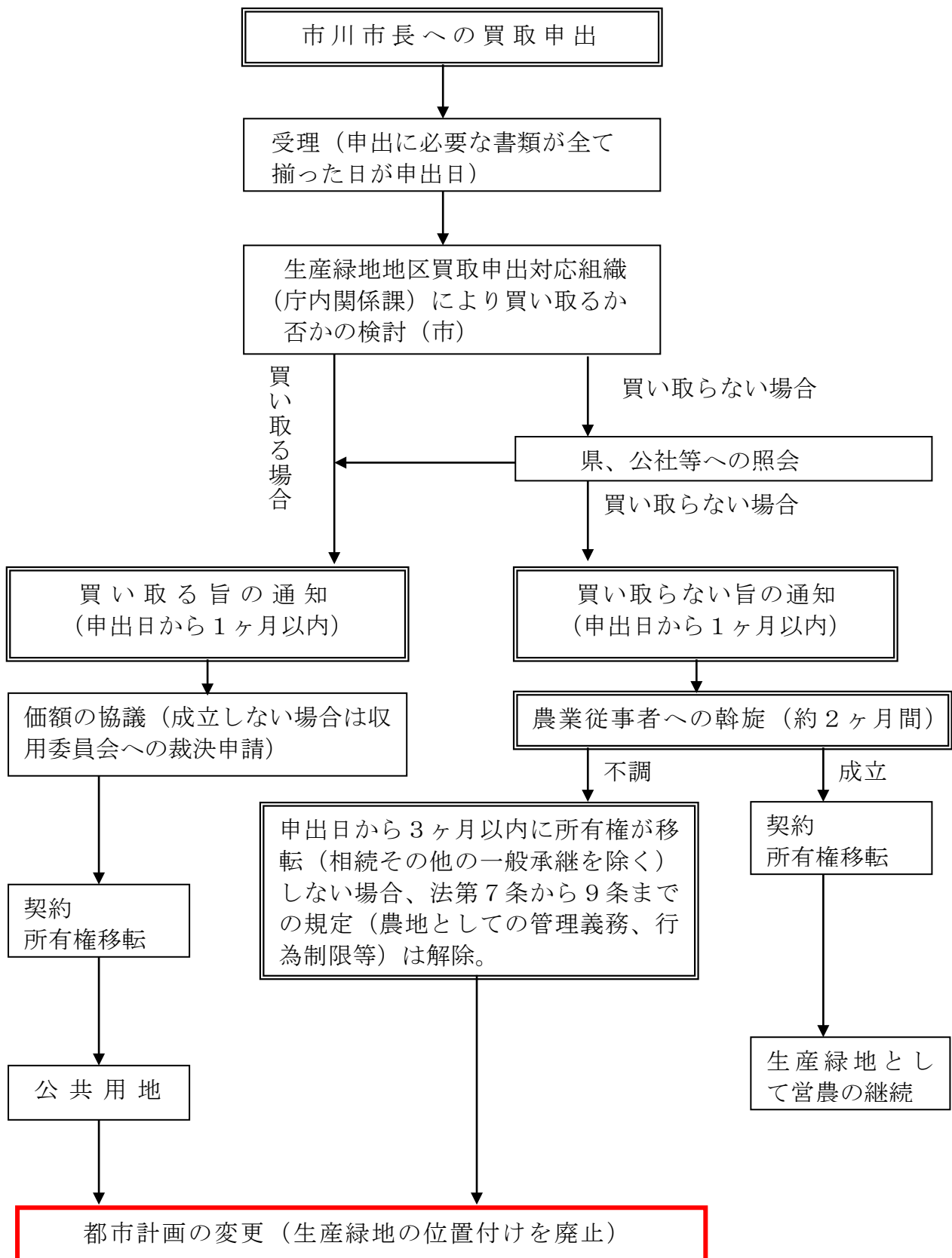


市川都市計画生産緑地地区の変更（市川市決定）について（付議）

【資 料】	・説明資料 1（買取申出フロー図）		1 ページ
	・説明資料 2（変更の内容、総括表及び計画書）		2 ページ
	・説明資料 3（位置図、計画図）		4 ページ

令和 6 年 1 1 月 1 4 日
公園緑地課

買取申出フロー図



変更の内容

理 由	該 当 す る 生 産 緑 地 地 区	備 考
主たる農業従事者の死亡、身体上の故障及び指定から30年経過を理由として買取申出がされ、生産緑地法による行為制限が解除されたことにより廃止するもの。 また、合計面積の錯誤により、面積を減少するものである。	【全部廃止】 4 地区 △約 0.53ha 57 号宮久保 4 丁目第 7 生産緑地地区（30 年経過） 195 号須和田 1 丁目第 16 生産緑地地区（故障） 201 号須和田 2 丁目第 3 生産緑地地区（故障） 204 号稲越町第 3 生産緑地地区（30 年経過） 【一部廃止】 7 地区 △約 0.85ha 23 号稲荷木 2 丁目第 1 生産緑地地区（30 年経過） 53 号宮久保 4 丁目第 3 生産緑地地区（30 年経過） 90 号本北方 1 丁目第 1 生産緑地地区（死亡） 125 号国分 1 丁目第 8 生産緑地地区（30 年経過） 238 号曾谷 3 丁目第 3 生産緑地地区（故障 2 件） 266 号下貝塚 2 丁目第 8 生産緑地地区（30 年経過） 314 号柏井町 1 丁目第 5 生産緑地地区（30 年経過） 【錯誤】 △約 0.02ha 前回、約 83.53ha で決定したが、実際は約 83.51ha であり、約 0.02ha 錯誤であった。	計約 △1.40ha

総括表

生 産 緑 地 の 全 体 の 内 訳				
変 更 後		変 更 前		面積の増減
地 区 数	合 計 面 積	地 区 数	合 計 面 積	△約 1.40ha
291地区	約82.13ha	295地区	約83.53ha	

市川都市計画生産緑地地区の変更（市川市決定）

市川都市計画生産緑地地区中、23号稲荷木2丁目第1生産緑地地区ほか10地区を次のように変更する。

名 称		変 更 後 面 積	備 考	
番号	生 産 緑 地 名			
23	稲荷木2丁目第1生産緑地地区	約0.49ha	一部廃止	△約0.09ha
53	宮久保4丁目第3生産緑地地区	約1.51ha	一部廃止	△約0.06ha
57	宮久保4丁目第7生産緑地地区	—	廃止	△約0.09ha
90	本北方1丁目第1生産緑地地区	約0.31ha	一部廃止	△約0.10ha
125	国分1丁目第8生産緑地地区	約0.14ha	一部廃止	△約0.01ha
195	須和田1丁目第16生産緑地地区	—	廃止	△約0.05ha
201	須和田2丁目第3生産緑地地区	—	廃止	△約0.27ha
204	稲越町第3生産緑地地区	—	廃止	△約0.12ha
238	曾谷3丁目第3生産緑地地区	約0.08ha	一部廃止	△約0.28ha
266	下貝塚2丁目第8生産緑地地区	約0.08ha	地積更正 一部廃止	△約0.04ha △約0.02ha
314	柏井町1丁目第5生産緑地地区	約0.04ha	一部廃止	△約0.25ha
錯誤			錯誤	△約0.02ha
合 計		約2.65ha	一部廃止及び廃止	△約1.34ha
			地積更正	△約0.04ha
			錯誤	△約0.02ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」一部廃止及び廃止

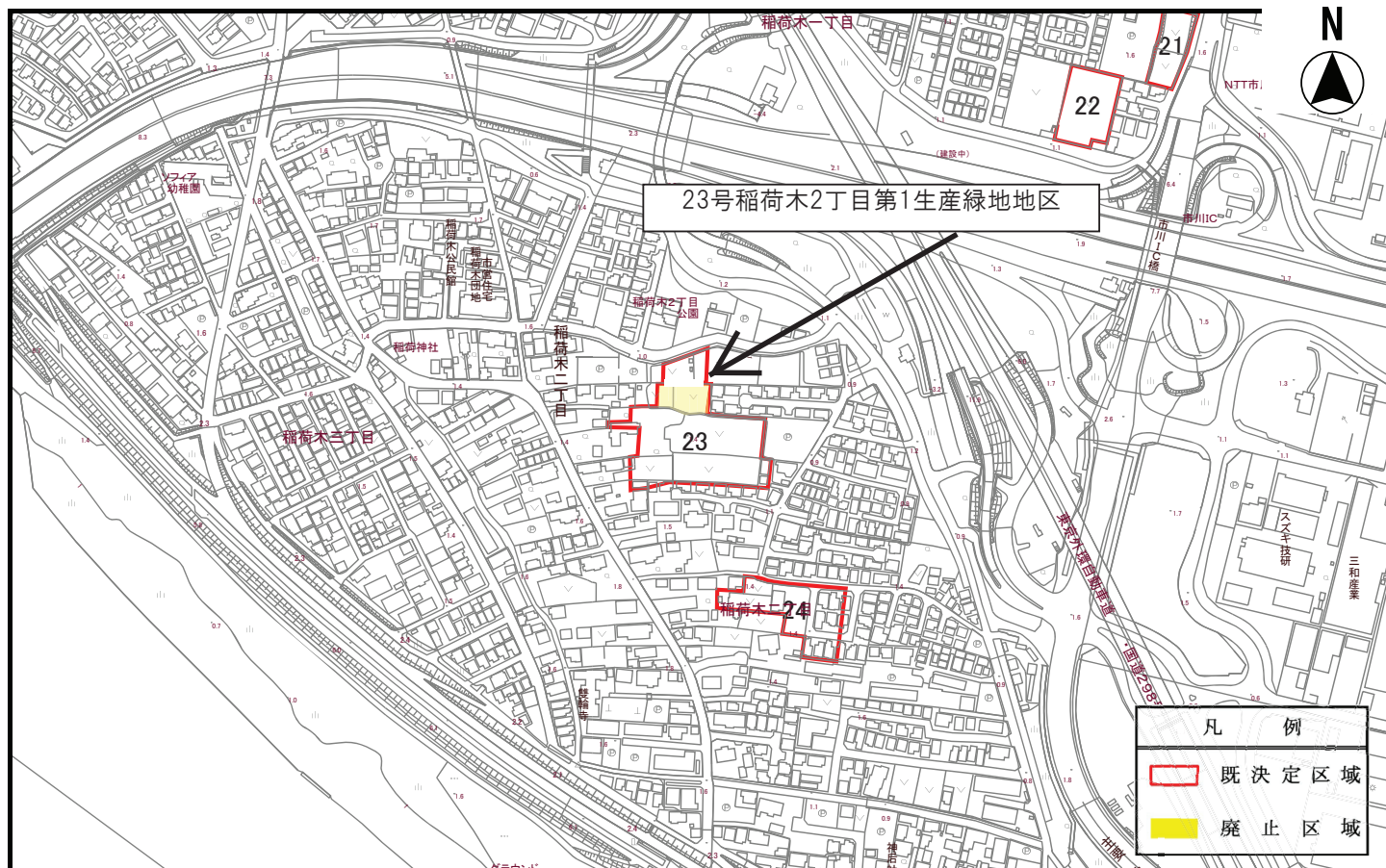
理 由

1. 生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除に伴う廃止
2. 錯誤による面積の減少による地積更正
3. 合計面積の錯誤

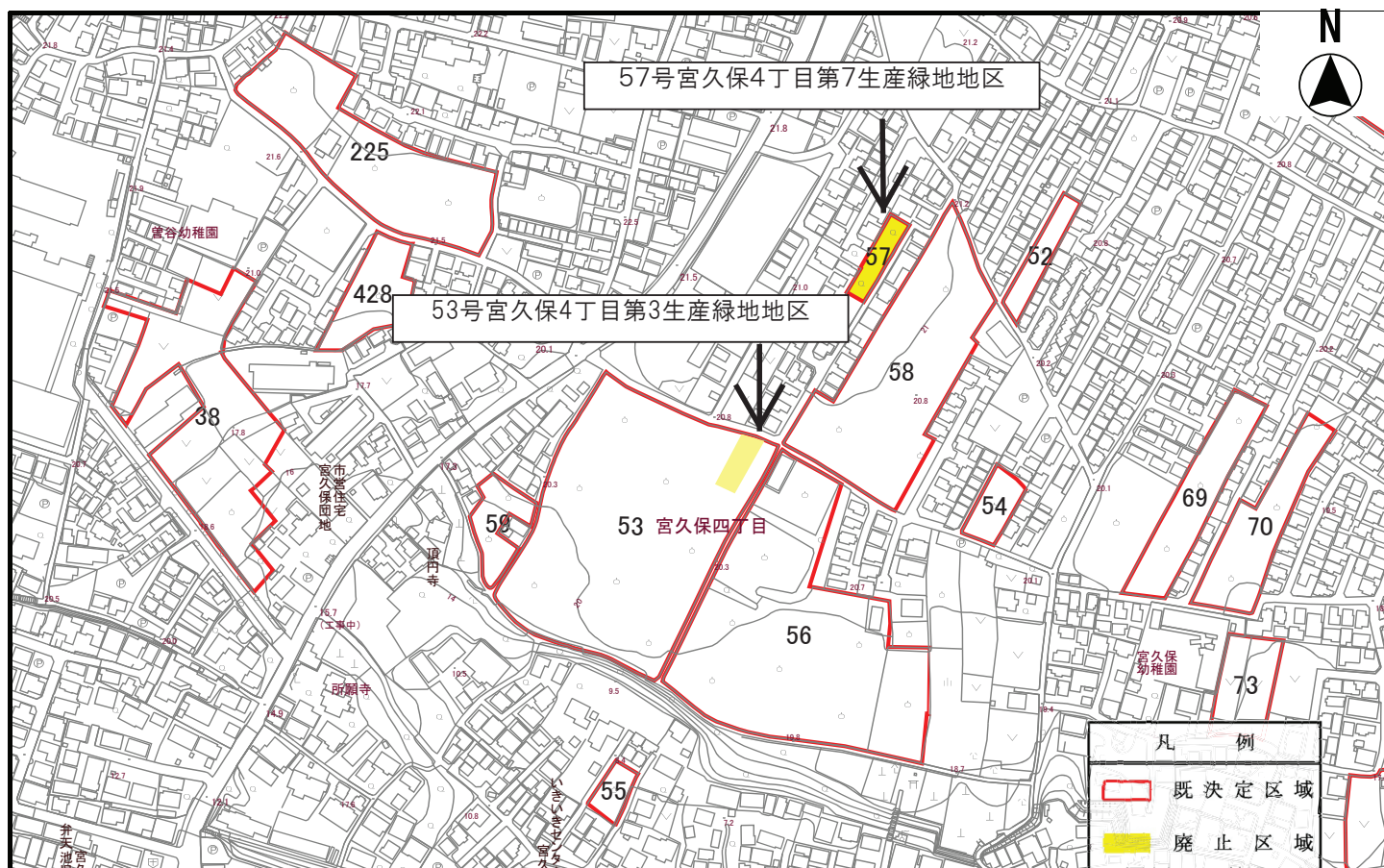
都市計画を定める土地の区域

稲荷木2丁目、宮久保4丁目、本北方1丁目、国分1丁目、須和田1丁目、須和田2丁目、
稲越町（稲越2丁目）、曾谷3丁目、下貝塚2丁目、柏井町1丁目の各一部の区域

計画図1



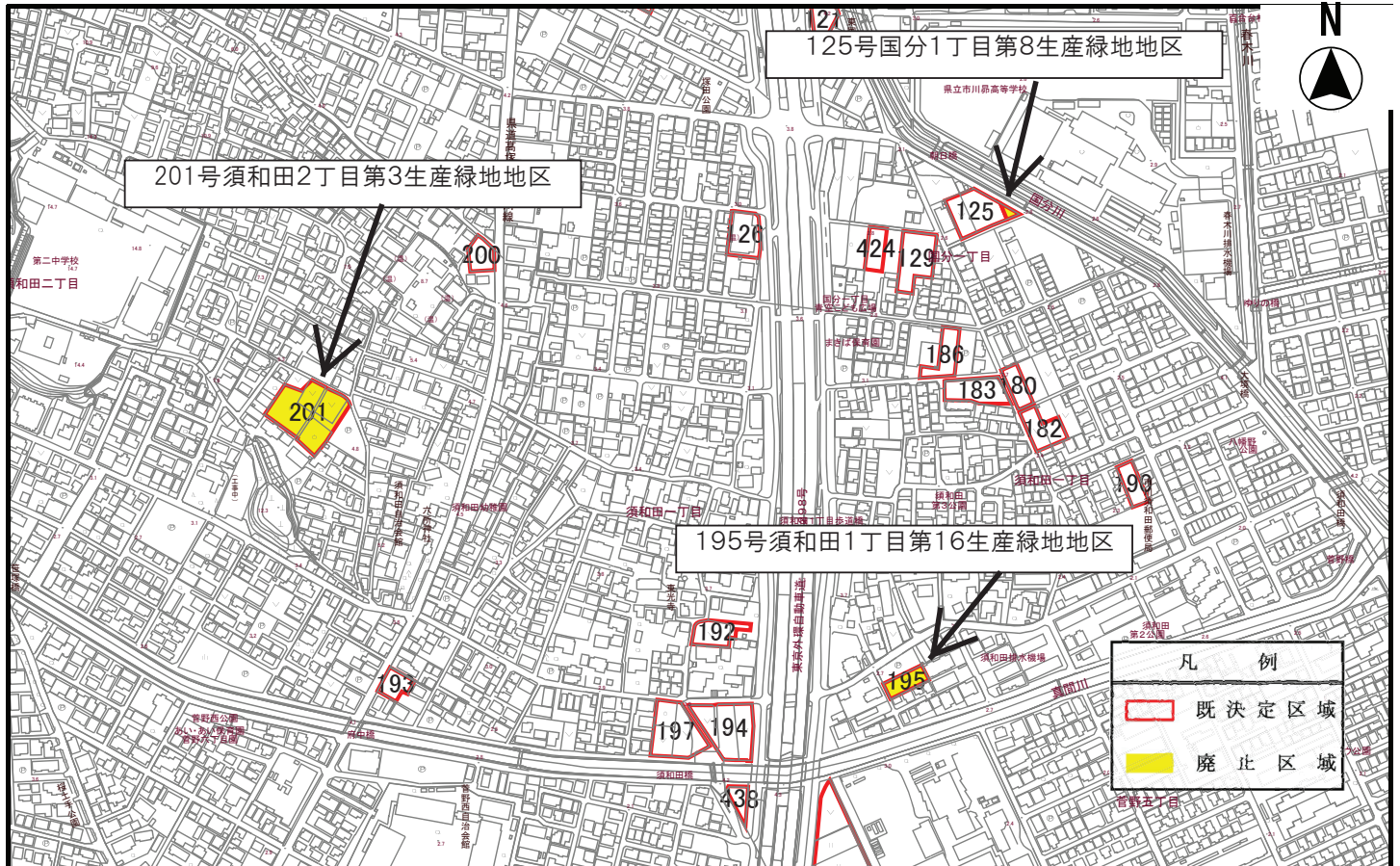
計画図2



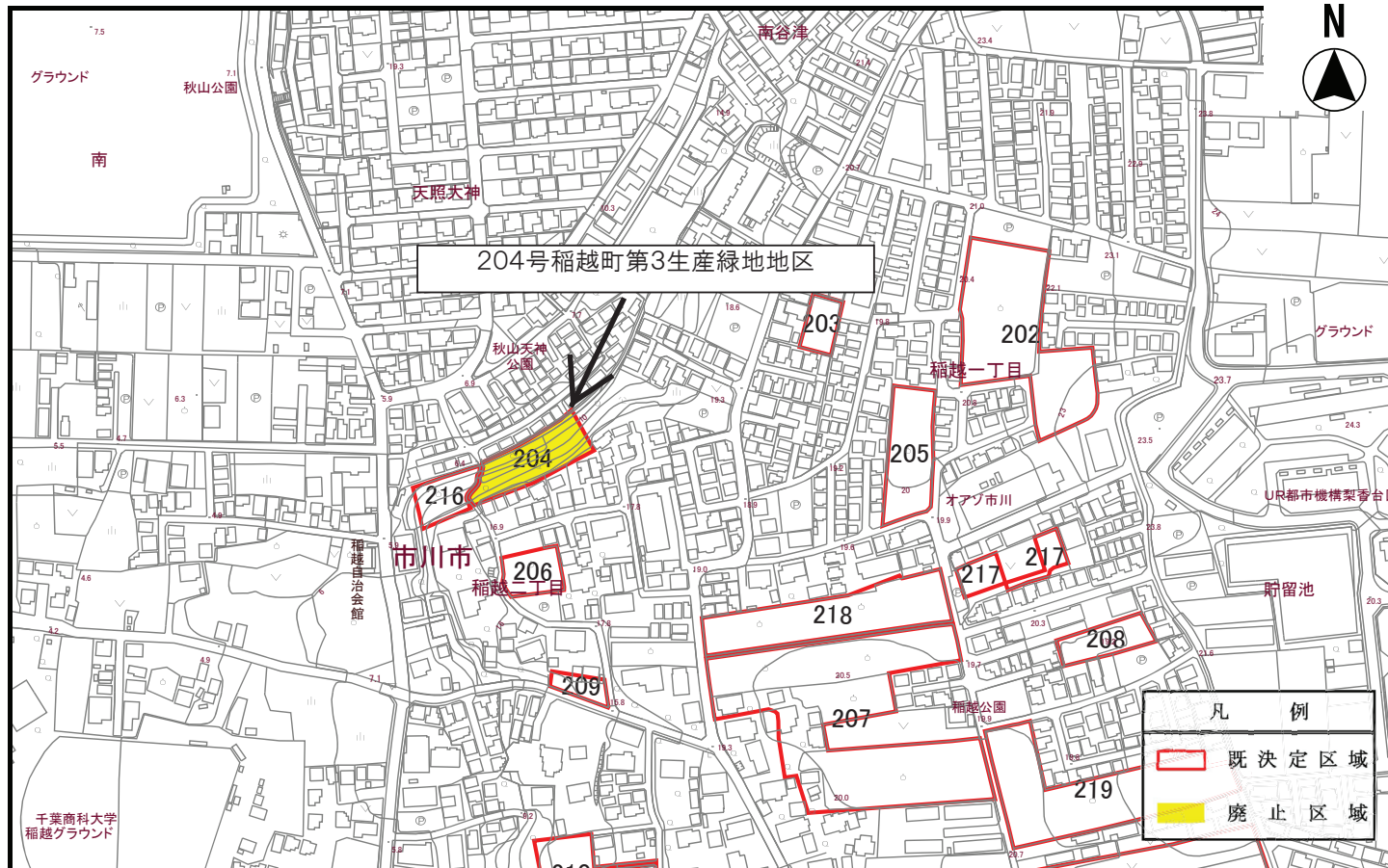
計画図3



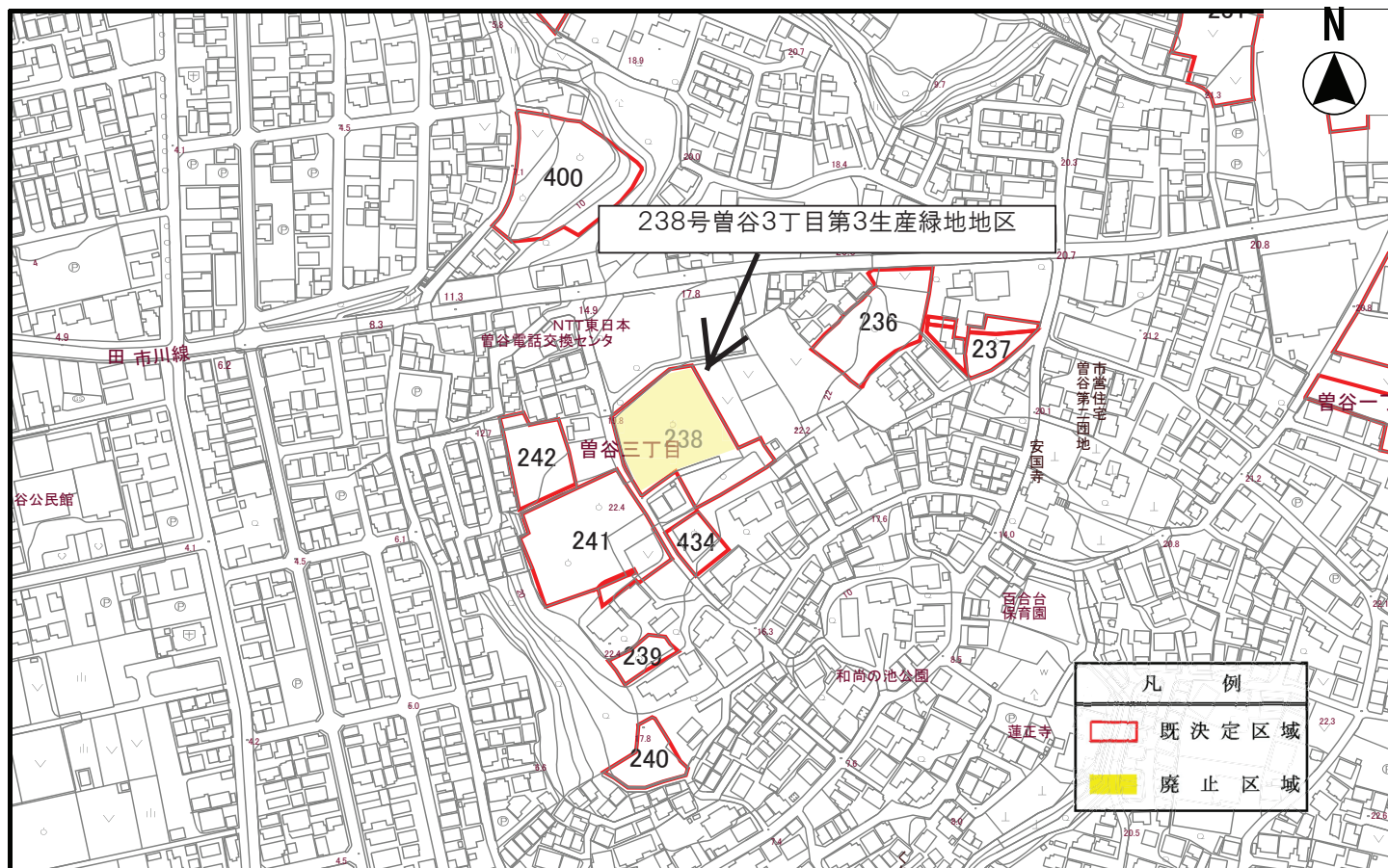
計画図4



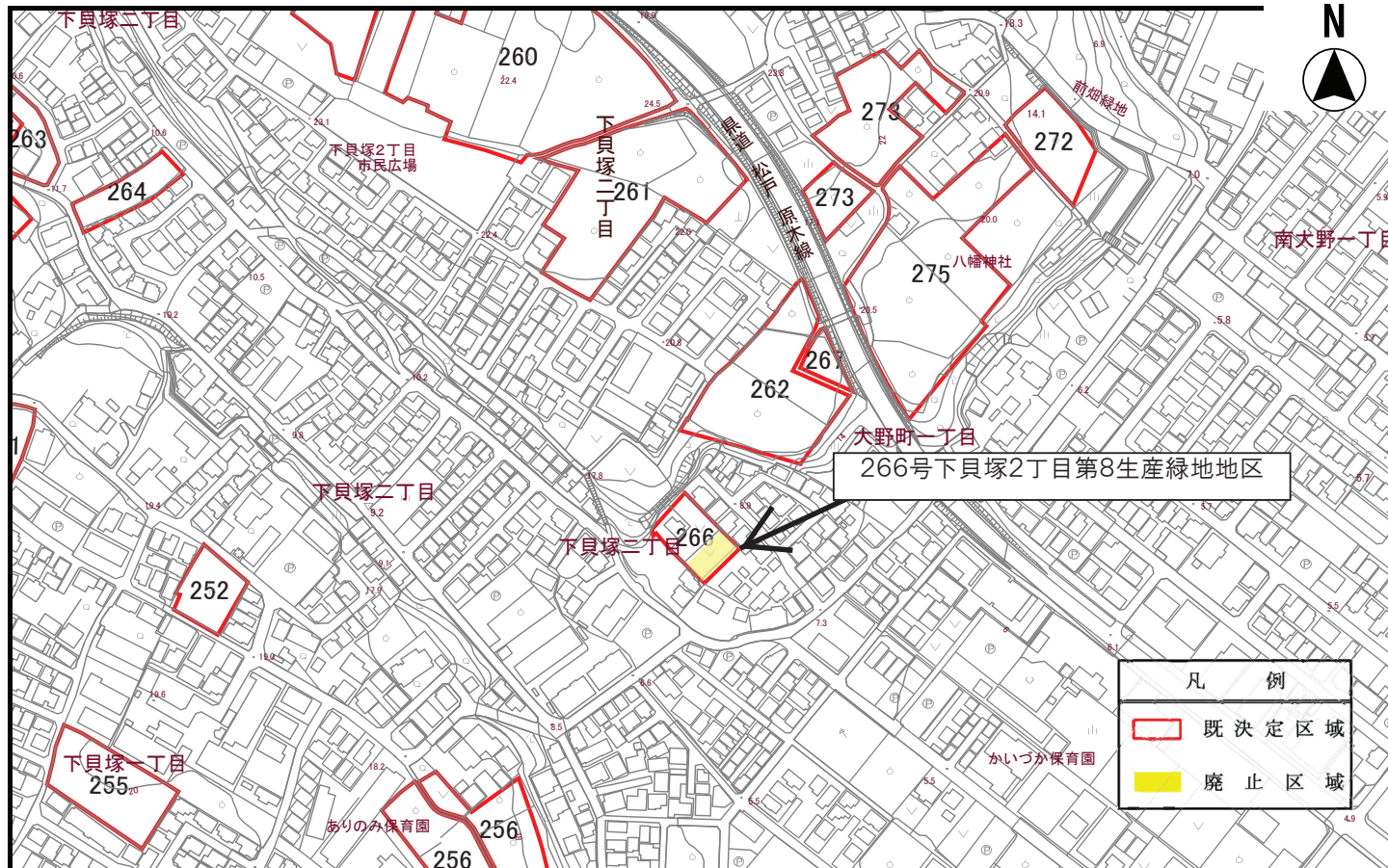
計画図5



計画図6



計画図7



計画図8

